



2018年10月8日

## 税務総局、企業の税務抹消手続を簡素化

国家税務総局は2018年9月18日付で、「企業税務抹消取扱手順のさらなる合理化に関する通知」(税総発[2018]149号、以下「本通知」)を公布し、2018年10月1日に施行しました。

清算などにより企業登記を抹消する際、税務抹消手続後に発行される税金清算証明がなければ最終的な抹消手続を行うことができないため、税務抹消手続が長期化することが指摘されていました。本通知は、税務抹消手順の合理化を目的として、税金清算証明の免除・即時手続の適用・手続フローの簡素化などを決めました。

### <税金清算証明の免除>

以下条件に該当する納税者は、税務機関における税金清算証明の手続が免除され、市場監督管理部門に抹消登記手続を直接申請することができます。

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 市場監督管理部門に簡易抹消 <sup>(※)</sup> を申請した納税者                              |
| 2 | 税務事項を行っていない場合、もしくは<br>税務事項を行っているが、發票を受領・使用していない、税金の未納(滞納金)・罰金がない場合 |

(※)「企業簡易抹消登記改革の全面的推進に関する指導意見」(工商企注字[2016]253号)により、「企業簡易抹消登記」の適用対象は未開業または債権債務が無い企業。詳細は、SMBC NEWS【2017】9号ご参照。

### <税務抹消の即時手続>

以下条件に該当する納税者は、税務抹消手続の際に資料に不備があっても、後日補完することを承諾すれば、税務機関は税金清算証明を発行することが可能です。ただし、納税者が承諾を履行しなかった場合、その法定代表者・財務責任者は納税信用D級管理に組み入れられます。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 市場監督管理部門に一般抹消を申請した納税者   |
| 2 | 税務検査の状態にない  |
| 3 | 税金の未納(滞納金)・罰金がない  |
| 4 | 増値税専用發票・税統制専用設備をすでに返却している   |
| 5 | (いずれか)<br>納税信用等級がA級・B級の納税者<br>持分を支配する親会社の納税信用等級がA級であるM級の納税者<br>省級人民政府が誘致した人材または省級以上の業界協会などの機関の認定を受けた業界のリーダー的人材などが創業した企業<br>納税信用等級評価に組み入れていない定期・定額の個人工商業者<br>増値税の納税最低額に達していない納税者 |

# SMBC (CHINA) NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

## < 手続フローの簡素化 >

本通知は、税務抹消の手続フローを簡素化し、以下の利便的措置を規定しました。

|   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 資料の簡素化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実名で税務手続を実行している納税者に対して、税務登記証・個人身分証の提出を免除</li> </ul>  |
| 2 | 現場でのサービス合理化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門窓口の開設<br/>税務サービス室に抹消業務専門のサービス窓口を設置し、状況に応じて窓口を増設</li> <li>・ 「套餐式（一体型）」サービスの提供<br/>税務抹消の事前項目を整合し、「一カ所の窓口での受理・内部転送・期限内の手続完了・窓口での証書発行」の「套餐式」サービスモデルを実行</li> <li>・ 「初回対応責任制」および「一括告知」の強化<br/>納税者の税務抹消に際して、最初に対応した税務職員が状況確認、事項・複雑性の区分け、必要手続事項告知書の分類・発行を担当し、照会への回答・指導も併せて実施</li> </ul> |
| 3 | 部門内の合理化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税者が行う抹消業務が複数の事項に関わる場合、業務方式を刷新し、フロー・担当を簡素化かつ合理化し、連動的・期限通りの処理を実現</li> </ul>  |

※ 弊行ホームページに当 NEWS バックナンバーを掲載しております。  
([http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html))

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北楼 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大厦 16 楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大厦 8 楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大厦 4 楼-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599